

第4回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第4回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成13年11月1日(木)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時15分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会 長 山 崎 通

委 員 矢 口 貢 男 村 橋 忠 夫

久保田・(ひとし) 渡 辺 政 勝

武 山 和 行 藤 岡 功

杉 田 實 男 平 野 元

三 井 怜 子 上 野 登 志 博

横 山 善 道 川 島 清 夫

山 崎 雄 作 船 戸 繁 俊

高 井 克 明 棚 橋 壽 子

大 西 克 巳 小 森 英 明

河 口 衛 高 瀬 茂

花 村 進 石 神 み ち 子

河 合 正 明 古 川 一 美

以上24名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

長 屋 孝

以上1名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山 久生

副幹事長 宇野 敏勝

早矢仕 英雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向 隆

事務局職員 上野 達也

久保田 裕司

土田 浩司

議事日程

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

報告事項

報告第12号 第1回新市名称候補選定小委員会報告について

協議事項

協議第10号 合併協議事項について

確認事項

先進地視察について

第5回合併協議会開催日程等について

4 その他

5 閉会

事務局長 第4回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、連絡事項を申し上げます。

第3回合併協議会の資料でございますけれども、実は、財産及び債務の取扱いの中の5ページの資料に一部誤りがございまして、これにつきましては、先般資料を送付させていただいたときに差し替えを送らせていただいております。間違っていた箇所は、美山町の国民健康保険基金の欄が「なし」ということになっておりましたけれども、そこに261,735千円という数字が入るということでございまして、それに伴いまして小計額、合計額、総括表について差し替えが生じているということで、委員の皆様にはあらかじめ送付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日のご出席でございますけれども、顧問の山田様は県議会関係でご欠席と伺っております。さらに長屋委員につきましても、やはり議長さんの用務でご欠席と伺っております。久保田委員につきましては、少し遅れるからと伺っておりますので、間もなくいらっしゃると思いますが、先に始めさせていただくということでございます。

午後1時30分 開会

事務局長 それでは、高富町長からごあいさつをいたします。

会長 どうも皆さん、こんにちは。

本日は公私とも大変お忙しいところ、第4回合併協議会ということでご案内させていただきましたところ、皆様方ご出席いただきまして大変ありがとうございます。また、平素は協議会の運営、進行についても大変ご協力やご意見を多くいただいておりますこともあわせて厚く御礼申し上げます。

最近めっきり秋らしくなったといえますか、もう朝晩は肌寒くなってまいりました。大変気候の移り変わりの激しい昨今でございますけれども、皆様方ご健勝でご活躍をいただいておりますことも、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

最近、アメリカの同時多発テロあるいは炭疽菌等ありまして、また狂牛病問題等もありましたけれども、大変複雑な心境に陥っている昨今でありますけれども、昨日も町村会がありまして、梶原知事がおいでになりまして、狂牛病について触れられましたけれども、狂牛病の被害ということについては心配ないぞというようなお話を伺ったわけですが、そもそも皆様ご存知のとおりだと思っておりますけれども、狂牛病というのは、羊の病気が始まりだそうですが、羊の脳が空洞化してしまう病気がそもそもらしいんですけれども、そのお話をしますと大変長くなりますのでやめさせていただきますけれども、我々が

想像しないような、できないようないろいろな事件も起きたり、あるいはまたそういう病気が出たり等々で大変考えさせられるところがたくさんあるわけですが、行政をあずかっています我々も、もう一度ふんどしを締め直して、新たに行政たるものは何だろうというようなことで頑張っていかなければならんことが、さらにそういうことを追求していかなきゃならん、こんなことを思っているわけですが、合併とはややかけ離れた話でございますけれども、そういう点も踏まえて、これからの山県郡郡政についてより多く勉強をして、また研究していかなきゃならんこんなふうに思っておりますので、皆様方にもいろいろご意見をいただきまして円滑に運営をしていきたい、こんなふうに思っておりますので、今後ともご活躍し、また、ご協力いただきますようお願いいたしまして簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の会議時間は概ね3時半頃まで約2時間程度ということを目安にしておりますので、委員の皆様のご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、只今より議事に入らせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが議事に入りたいと思います。

まず、報告事項につきまして報告第12号の第1回新市名称候補選定小委員会報告について、小委員会の平野委員長から報告を求めます。

小委員会委員長 それでは、ご報告させていただきます。

去る、先月10月16日火曜日でございますが、第1回の新市名称候補選定小委員会が開催されました。その席におきまして、委員の皆様方からのご推挙によりまして、不肖私が小委員会の委員長ということで互選されまして、誠にその器でございませぬが、皆様のご協力を得てお受けすることにいたしました。よろしく願いする次第でございます。また、その席上副委員長に美山町の河口衛様、伊自良村の高井克明様、両名の方が副委員長に選出されました。ご報告させていただきます。

新市の名称につきましては、何といたっても新しい市の名称で極めて重要なことであり、住民の皆さん方の関心も非常に深いことでございますので、我々小委員会といたしましても精一杯英知を絞り、協議を重ねてまいりますので、会長さんをはじめ町村議会議員の皆様方には格別のご指導よろしくお願い申し上げます。

さて、同日開催いたしました第1回小委員会の報告でございますが、名称の候補につき

ましては、公募方式を採用するという事にいたしまして、応募の方法、あるいは公募の期間、選定方法、選定の基準等、いろいろ検討項目が多くございました。そういったことでもございましたので、委員の皆様方から活発なご意見が出されましたが、時間的にも第1回では到底こなせないということで、本日また、この協議会終了後に引き続いて第2回の小委員会を開催して進めてまいりたいと思っております。次回の開催は今日でございますが、本日また、どの程度の協議が進むかということでございますが、なるべく早く結論を出すという委員の意見などもございますが、やっぱり慎重に事を運ぶということで、もう一、二回、小委員会を開催することになるかと思っておりますが、その辺よろしく願いまして、第1回小委員会の報告に替えさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいま平野委員長から報告がありました件につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお受けいたしますのでどうぞ。

暫時後

議長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ご異議もないようですので、特にご質問もご意見もないようでございますので、続きまして協議事項に入らせていただきます。

協議第10号の合併協議事項についてご協議をお願いいたします。これについて事務局から説明させていただきます。

事務局長 ご説明申し上げます。

資料といたしましては、協議10となっております合併協議事項一覧表という一枚紙の資料をご覧ください。

これにつきましては、今後、この合併協議会の場でどのような内容、どのような項目について協議を行っていくかということ、また、既に終了しているものもございまして、その確認と、これから行っていく協議のイメージを皆様に持っていただくため、さらにはこんな項目についても協議が必要ではないかというご意見があればお伺いするため、ということで協議事項とさせていただきます。逐一ご説明を申し上げます。座ってご説明いたします。

ここに掲げてございます協議事項のうち、1 合併の方式、2 合併の期日、3 新市の名称、4 新市の事務所の位置、5 財産及び債務の取扱いにつきましては、既にこれまでの協

議会でご提案させていただいて、ご協議いただいております。新市の名称につきましては今委員長からご報告をいただいたとおり、現在検討中でございますけれども、その他の4つにつきましては方向性を出していただいたと認識しております。名称についてはもう少し時間がかかるものと思っております。

6番以下につきましては、今後この協議会の場でご協議いただく具体的な項目でございます。ナンバーを付して列挙してございますけれども、この順番でという趣旨ではございません。これまではたまたま1番から5番まで、この順序に沿ってご提案させていただきましたけれども、今後協議会の中で必ずしもこの順番でご提案するとは限らないということとをまずご了解いただきたいということでございます。

それから、ただいま3町村の間では4つの専門部会、18の分科会において、町村のすべての事務事業についての擦り合わせと申しますか、調整のための会議を毎日のように開いて検討が行われております。従いまして、その結果を受けて専門部会の方で何らかの方向性を出した上で幹事会、あるいはものによっては町村長による協議を経てこの協議会に諮らせていただくという手順を踏んでまいりますので、協議が整ったものからこの協議会の場に提案させていただくということでございます。

本日、ここで私から個々の項目について大体のイメージをご説明申し上げますけれども、今申しましたように、まだ協議が整っているというわけではございませんので、私これから申しますことは幾多の先進事例とか今までの分科会等の協議を見て、大体こんなようなものが協議事項としてこの協議会に上がってくるのではないだろうかというものですので、まだ結論が出ているとか、何らかの方向性が出てしまっているというものではございません。その点をご了解の上でお聞きください。

6番につきましては、議会の議員の定数及び任期の取扱いでございます。先の協議会でもご説明申し上げましたけれども、平成15年4月1日の合併を目指しておりますので、その時点での議員の定数は法定定数ですと26名ということになります。実際の定数をどうするかについては協議内容になってくるかと思えます。さらに任期につきましては、合併特例法の規定による定数特例又は在任特例を適用するかどうか、これについても協議内容になってくるかと思われまます。

7番の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましても、これも合併特例法の規定による任期の特例がございますので、やはり協議事項になってくるかというふうに思います。

8番、地方税の取扱いについては、皆さんの関心も高く住民生活にも密接に関係してくるということで、当然のことながら重要な協議事項となってまいります。

9番、一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、合併特例法の規定によりまして、一般職の職員につきましては、協議によりまして新しい市に身分が引き継がれるという定めがございますけれども、これについても協議が必要でございますので、協議事項といたします。

10番、特別職の職員の身分の取扱いでございますが、これにつきましては原則として、例えば議会議員の方々には在任、議員定数等の特例がございますけれども、原則として特別職の職員は新設合併によって身分を失うということになります。ただし、これについてもご説明いたしておりますけれども、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員につきましては、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続等が定められておりまして、これらのものについて一回整理をした上で協議していただきたいということでございます。

11番、条例、規則等の取扱いでございます。これも新設合併でございますので、合併によって今ある3町村の条例、規則等はすべて効力を失うということでございまして、もとより条例規則等は、今やっております事務事業の調整、この結果を踏まえてどのような行政を行っていくか、どのようなシステムになるかということ踏まえた上で、新しい市の条例、規則をつくっていくということになると思われまして、条例、規則等の制定の方針等についても協議していただく必要があるだろうということでございます。

12番は事務組織及び機構の取扱いでございますが、これにつきましても一般論でございますが、合併後の事務事業の執行に支障がないように配慮するということも重要でございますし、さらに合併の重要なポイントでございます効率的な行政組織にするというポイントもございまして、これらを考慮した上でどういった行政組織にしていくかという重要な課題でございます。さらに伊自良、美山につきましては支所を置くという方向をいただいておりますので、こういった支所にどのような機能を持たせるのかという課題もございます。

13番、一部事務組合等の取扱いでございますが、現在、山県郡3町村だけで構成している組合が5つございます。山県郡保健福祉事務組合、山県消防組合、山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡環境衛生施設組合、山県郡老人福祉施設事務組合ということで5つございますけれども、これにつきましては合併によりまして消滅するということになりま

す。ただし武儀郡の3町村とともに6町村で構成しております岐北衛生施設利用組合等につきましては、何らかの調整が必要だと思われま

す。14番、使用料・手数料等の取扱いでございますけれども、これにつきましても住民生活に非常に関わりが深く、住民の皆様にご負担をいただくということになりますので、関心が高い課題でございます。これにつきましても3町村間での調整が必要でございます、実際食い違い、格差のあるものについては統一していくのか、当面の移行措置を設けるのかというところで判断が必要なものもでございます。これについての協議をしていただくということでございます。

15番、公共的団体等の取扱いでございますけれども、例えば商工会ですとか、文化教育団体、体育団体と、3町村の中には公共的団体といわれるものがいろいろございます。合併特例法の中では16条第8項で、合併関係市町村の区域内の公共的団体につきましては、合併に際しては合併市町村一体性の速やかな確立を資するか、一体性を保つために統合整備を図るように努めなければならないという方向性を示した規定が述べてございますけれども、具体的な団体につきまして、どのような調整が行われるのかということについては協議していく必要があると思えます。

16番、各種団体への補助金、交付金等の取扱い。これにつきましても新市の振興をどのように図っていくのかということと、新市の財政状況、これらを踏まえたバランスをとった補助条件等の調整が必要かと思われま

す。17番、町、字の区域及び名称の取扱いということで、市の名称につきましては、ただいま小委員会でも検討中でございますけれども、実際に町名といいますか字名につきましてはどのような取扱いをするのか、これも住民生活に非常に関わりが強い課題でございます。

18番、慣行の取扱い。これにつきましては市章ですとか、市の花とかのイメージ的なものですとか、市民憲章ですとか、こういったものの取扱いを今後どうしていくのかということでございます。

19番は、これも住民生活に非常に密接に関わりのある消防団の取扱いということで

す。20番以下は各種事務事業の取扱いということで、町村が取り組んでおりますすべての行政分野について住民の皆様に関わりの深いものとか、行政運営上重要なものについては協議していく必要があるだろうということで、20-1から20-12まで何々事業とい

う形で列挙させていただいております。これらの中でどのようなものを協議事項としていくかにつきましては、今後詳細な検討が必要ですが、例示的に申し上げます。

例えば3番の地域情報化関係事業で申しますと、現在高富町には有線テレビ等がございますけれども、これらを市になった場合どのように扱っていくのか。それから、行政の情報化等をどのように図っていくのかということが課題となってまいりますし、次の4番の総合交通関係事業の中では、やはりこれも住民の皆さんに関係の深い公共交通機関であるバスをどのようにしていくのかという問題もございます。

次の、国民健康保険事業の中では、保険税の税率あるいは給付でも格差があるものについてはどうしていくのかということでございます。

福祉関係事業につきましては、子育て支援的なもので、乳幼児医療をどうしていくのか、あるいは保育所の保育料をどうするのかと、あるいは市になりますと、福祉事務所が設置されますが、どのようにしていくかということです。

それから、上・下水道関係の中では、これは、使用料、手数料の中でも重要な課題になっているわけでございます。

今例示として申し上げましたので、これがすべてでもございませんし、まだほかにも協議事項があるかと思っておりますけれども、これから協議をしていただきたいと思っております。

最後の21番ですが、これも非常に重要な協議会が取扱うべき課題でございます。新市建設計画に係る事項ということで、建設計画の策定が必要でございます。

先般、新しいまちづくりに関する住民意識調査ということで、アンケートをさせていただきましたけれども、それもこの新市建設計画をつくるための一つの重要な参考資料とさせていただきますのでございます。新市建設計画の中では、新市が進むべき方向、行財政運営の基本方針、市・県事業の概ねの大綱、それから中・長期の財政計画等を盛り込むものとされておりまして、実際どのような新市建設計画、どのようなまちづくり計画としていくかにつきましては、この協議会の場で話し合いをいただくということになるかと思っておりますけれども、主に、一般にはそのような内容が盛り込まれるというふうに言われておりまして、これについてもご協議いただきたいと思っております。

ちなみに参考までに申しますけれども、先般行いました住民意識調査につきましては、今後、集まったものにつきまして詳細な分析を行うという予定にしておりますけれども、回収率についてご報告を申し上げます。配布数3町村合わせまして8,622通に対しま

して、回収が4,124通でございまして、回収率が47.83%ということになりました。約半数弱という回収をいたしております。今後この内容の分析を行いまして、また皆さんにお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明いたしました協議第10号の合併協議事項につきまして、ご質問あるいはご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

ご発言どうぞ。

暫時後

議長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ご発言もないようでございますので、協議第10号の合併協議事項につきましては、原案のとおり承認させていただきますがよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議ないということでございますので、原案のとおり承認されました。

次に、確認事項といたしまして、先進地視察につきまして事務局からご説明を申し上げます。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

先進地視察につきましては、先般の協議会でも12月4日、5日の1泊2日で香川県の引田町・白鳥町・大内町合併協議会と兵庫県の篠山市、これは合併が既に成就しておりますけれども、この2つをご視察いただくということになっております。

今回、参考資料ということでページを記してございますけれども、参考資料の中に1ページ、2ページに今回視察をいたします研修先の概要ということで資料をつけさせていただきました。

先般もご説明いたしましたので、簡単にご説明申し上げますと、この引田町・白鳥町・大内町合併協議会につきましては香川県でございますけれども、平成10年12月に住民発議がまずあって、平成11年5月にこれが否決されているんですけれども、平成12年4月に法定の合併協議会が設立されておるところでございます。平成13年5月、今年の5月に合併協定調印を終了しております。新市の名称のところでも何度も事例を聞かせていただいて、東かがわ市ということで決着しておるというようなご報告も申し上げ

ております。

次のページでございますが、篠山市でございます。著名でございますけれども、これは篠山町を始めとする4町村の合併によって人口が46,000人ということでございまして、実際は町になるということで始められたようでございますけれども、平成10年4月に合併協定調印を行った後、平成10年12月に合併特例法の一部改正によりまして、合併の場合人口4万人で市制施行が可能となったということで、現在は篠山市になっております。平成11年4月から篠山市ということでございまして、重ねて申しますと、現在はまたさらに合併特例法が改正されまして、私どものように3万人という人口要件になっております。ということで、ほんの簡単な概要でございますけれども、資料として提供させていただきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今事務局の方からご案内させていただきましたが、相手のあることですので、こういうふうに、説明させていただいたように資料を差し上げますので、よろしく願います。

それでは次に、次回の協議会開催日程でございますが、第3回合併協議会の場において、12月は先進地視察がある関係上会議は実施しないことが確認されております。このため1月の開催となるわけでございますが、月始めが年始ということもございまして、1月10日木曜日ではいかがかということでお諮りしたいと思います。また、開会時間につきましては、本日と同様午後1時30分からということでご異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 よろしゅうございますか。ご異議ないというご発言がありましたので、それでは、次回は1月10日木曜日午後1時30分からと決定いたします。皆様には年始で何かと大変お忙しいところをそれぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加いただきますようお願い申し上げます。また詳しい内容等につきましては、追って事務局より案内させていただく予定でございます。次回の会議における協議事項につきましては、事務局からご報告させていただきます。

事務局長 先程協議事項の中で詰めさせていただきましたような具体的な項目を含めて、ただいま専門部会、分科会の方で鋭意検討を進めておりまして、この11月、12月のうちに何らかの方向性が出てくるものが幾つかあると思います。これらにつきましてご

提案を申し上げたいと思っております。今この時点でどれをとすることはちょっと報告できませんので、ご容赦いただきたいと思っておりますけれども、いつものことながら、あらかじめ資料を会議の前に送付させていただきますので、またご精読の上協議していただきますようによろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さんでした。

次に、レジユメに従いまして、4のその他でございますが、事務局からご説明させていただきますので、お願いします。

事務局長 ご説明を申し上げます。

先般の協議会の中で幾つかの課題を事務局に対していただいております、これに対する回答を申し上げる案件が幾つかございます。

まず、参考資料3ページでございます。第3回の協議会の中で財産区につきましてご提案を申し上げまして、ご提案内容そのものはご了解をいただいていると思っておりますけれども、高富町の方から財産区議会を設置するということを検討できないかというご提示があったと思います。これにつきましては、私どもの方で県市町村課行政係とも協議をいたしまして、実際にどのような手続で区議会を設置するのかという勉強をしてみました。3ページにつけてございますけれども、地方自治法第295条によりまして、財産区議会の設置は、これは自治法の中でも特別な規定でございますけれども、市町村議会に対して知事が、岐阜県の場合、岐阜県知事が区議会設置条例を提案するという仕組みになっておりまして、通常ですと町村議会には当然町村長から提案するというのが通常のパターンですけれども、この場合は知事から提案するということになっておりまして、非常に特殊な規定を設けております。「必要があると認めるときは」という条件がついておりまして、これが非常に特殊なものでございまして、下に行政実例がございます。知事が必要であると認めるときはということが幾つか列挙してありますけれども、財産区の事務が複雑なためまたは極めて一局部のため、市町村議会をして議決の任に当たらせることは真に財産区の事務を実情に即して処理するのに適当でないと認められる場合ということで、これは一つの事情でございます。もう一つは財産区の利害と市町村の利害とが必ずしも一致せず市町村議会をして公平に財産区の事務を議決させることが適当でない場合において、特に財産区固有の意思決定機関を設ける必要のある場合を指すということでございまして、いずれも非常に特殊な場合に知事は必要性を判断して財産区議会の設置条例を市町村議会に提出できるようになるということでございまして、例えば市町村の利害と財産区の利害が対立

している場合に、町長から条例を提案するということは期待できないものですから、この場合は知事が判断しなさいという規定でございまして、要は財産区議会を設置すること自体が非常に特殊性の高いことなんだということでございます。

県の方の見解は、合併するというところで1つの市の中で、この間ご説明申し上げましたが、美山町の6つの財産区につきましては財産区議会の方式、高富町につきましては管理会方式ということで、実質の審議は町議会でやっております。こういったものが混在することについては何ら差し支えないと、要は1つの市の中で管理会方式と区議会方式が混在することは、それぞれの財産区の事情で決まってくることだから混在すること自体は何ら差し支えない。あとは地元、ここに列挙してあるような特別な事情があるというご説明があれば、知事の方は条例を提案することはやぶさかではないということでございまして、高富財産区の中で実際そういう特別の事情があるかないかが財産区議会の設置条例が提案されるかどうかの分かれ目になるというご説明でございました。これにつきましては、高富町の地元のことでございますので、高富町の財産区の中で、もう一度ご検討いただいてご判断いただきたいと思いますと思っております。

議長 事務局の方からその他についてご説明やらご案内をさせていただきましたが、4番のその他でございしますが、委員の皆様の方からご意見等がありましたら、何か特別ございましたらご意見をどうぞ。

委員 先程説明がありました財産区のことですけれども、知事が議会の議決を経てこれを市町村へおろすということではありますが、たまたま高富町の場合は合併する前に高富町独自ということを主張するという必要があるかということをお尋ねいたします。

議長 事務局から説明させていただきます。

事務局長 合併する前にそうしなければならないかということですが、この前後は多分関係はないということで、区議会を設置する事情があれば、この前後にかかわらず提案をするということになると思いますので、ただ議決する場が今ですと高富町議会、もし新市になったということになりますと市議会ということになりますので、議決する場が変わってくるというだけの違いでございます。

議長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

暫時後

議長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特別のご意見もないようでございますので、事務局からもう少しご案内させていただきます。

事務局長 先般の協議会でもう一つ課題をいただいております、河口委員の方から各3町村の財政事情等財政指標等がわかるような資料を皆さんのために配付できないかというご提案がございまして、町村財政ということでテクニカルといえますか技術的な部分もございまして、事務局としては苦勞したんでございますけれども、4枚程にわたります山県郡3町村の主な指標という形でまとめさせていただきました。

財政指標と申します中で、いろいろ交付税絡みで非常に複雑な指標もあるんですけども、これについて逐一詳細なご説明を申し上げるということになりますと、これは地方財政の講義という形になってまいりまして、時間がいくらあっても足りないということでございます。2ページ以降なるべくわかるようにということで努力いたしました解説、それから図式でご説明を申し上げるものが掲げてございます。これを一度お読みいただきたいということですが、簡単に財政指標の中でこれはというものをご説明申し上げます。

人口、面積は飛ばしまして、各種財政指標の中でよく言われます財政力指数というものがございまして。財政力指数はこれも実際交付税に絡んだ概念でございますけれども、次のページの でございます。通常標準的にはこれだけの収入があるだろうというものを基準財政収入額と申します。これも説明いたしますと非常に長い概念でございますけれども、これを基準財政需要額で割った値でございまして、どのようなケースの町村が財政力といえますか、自分の財源、要は税をはじめとする財源で町村行政を賄えるかという指数でございまして、ご覧のとおり高富町が0.445、伊自良村が0.247、美山が町0.340という数字になってございます。

もう一つ重要な財政指標がございまして、4ページをご覧いただきますと、公債費比率、起債制限比率の考え方と、図ウというものですけれども、ここでもご説明してあります、すみません4ページ目と申しましたがページ数としては7と付してあるものです。起債制限比率という図式を書いてございますけれども、実際この数字があるポイントを超える、ここに書いてありますように、20%以上になると一定の地方債の発行が制限され、30%以上になるとさらに厳しい制限がされるというふうに書いてございます。実際は細かく、この地方債はいい、この地方債なら大丈夫というような規定になっているのでござ

いますけれども、20%、30%というのが一つの基準でございまして、4ページ目、一番最初の表に戻っていただきますと、掲げてあるとおり、高富町が6.7、伊自良村が8.9、美山町が6.4ということで、まだ20%には非常に程遠く、一桁ということで、要は借金をすると、これを返していくわけですが、この場合に交付税措置ということで、国から交付税という形でいくらかのお金が返ってくるというふうに考えていただければいいですが、こういうふうな有利な地方債を、額がたくさんということではなくて比率的に多く借りているということで、この比率が非常に低い数字になっておりまして、非常に健全な数字になっております。そういったようなことでこういったご説明をすべてできればよろしいんですけども、時間もございませんし、またお尋ねがあればご説明申し上げたいと思いますので、また見ていただいて説明を求めていただきたいと思います。

次の資料に参ります。8ページでございしますが、これは毎回出してありますけれども、合併協議会、当方へいらしていただいた視察の受け入れの実績と予定でございまして、10月、11月も全国から多くいらしていただいております。やはり合併に関する関心の高さが伺えますし、それほどの山県郡が全国の中でも人々の関心を集めているということになるかと思っております。ただし、11月につきましては、今のところこれ以上視察を受け入れますと、実際の業務に差し支えるということで、今11月は一杯ということで、実際お断りしております。12月以降につきましてはまだ検討の余地がありますし、基本的にはお願いのあったものについてはお受けするという基本的な姿勢を持ってありますけれども、ただこちらも本来の業務がございまして、その辺の兼ね合いが非常に難しいところだと認識しております。

以上です。

議長 事務局から報告を終わらせていただきました。

それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。会議進行にご協力いただきまして感謝申し上げます、本日の合併協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時15分 閉会